

後期高齢者医療制度へ移行した国保加入者がいる世帯の方へ

これまで国保加入者であった方が75歳に到達するなどの理由で後期高齢者医療制度へ移行したことに伴い、世帯内で国保に加入する方が1名となった場合、世帯別平等割額について最大8年間減額されます。

社会保険等から後期高齢者医療制度へ加入した方の扶養家族だった方へ

これまで社会保険等に参加していた方が75歳に到達するなどの理由で後期高齢者医療制度へ加入したことに伴い、扶養家族であった65歳以上の方が国保に加入した場合、一定の額が減免されます。

令和7年度 国保税の公的年金からの天引き

年金天引きのお知らせ

令和7年度中に国保税の公的年金からの天引きが開始される世帯には、令和7年2月・4月・6月のいずれか中旬に「令和7年度国保税特別徴収開始通知（仮徴収）」を送付し、あらかじめ仮徴収額をお知らせします。その後、年金天引きの要件に当てはまれば、令和7年度の本徴収額をお知らせする「令和7年度 国保税納税（特別徴収）通知書」を、7月中旬に世帯主に送付します。

仮徴収と本徴収

仮徴収

4月・6月・8月の天引き額は仮の額として、令和7年2月の天引き額と同額を天引きします。また、2月天引きが無かった場合は、令和6年度国保税年税額のおよそ6分の1相当額を天引きします。これは、国保税の年額がまだ決定しない時期であるためです。

本徴収

10月・12月・2月の天引き額は、年額から4月・6月・8月の天引き額を差し引いた残りの額を3分割した額です。

年金天引きの要件

以下のすべてに当てはまる世帯は、世帯主の公的年金から天引きにより国保税を納めていただきます。

- ☒ 世帯内の国保に加入している方全員が65歳以上であること
- ☒ 世帯主が国保に加入していること
- ☒ 世帯主の介護保険料がすでに年金天引きされていること、または今後年金天引きとなること
- ☒ 年金天引きの対象となる年金の年額が18万円以上であり、国保税と介護保険料を合わせた天引き額が、1回あたりの年金支給額の2分の1を超えていないこと（複数の公的年金を受給されている方は、判定される天引き対象年金は「老齢基礎年金」が第一優先順位となります。）

年金天引きから納付書または口座振替に切り替わる要件

年金天引きのみで納めていただいている世帯であっても、以下のいずれかに当てはまる世帯は納付書または口座振替に切り替わります。

- ☐ 令和7年度中に世帯主が75歳に到達する年度
（世帯主がご自分の後期高齢者医療保険料を口座振替で納めたい場合は、別途申し込みが必要です。）
- ☐ 令和7年度中に加入者の増員などにより年税額が増額となった場合
（年金天引き額はそのまま、増額分のみ納付書または口座振替に切り替わります。）
- ☐ 令和7年度中に加入者の減員などにより年税額が減額となった場合

その他注意点

- すでに国保税振込口座を申込みされている世帯は、年金天引きが中止されるとお手続きなしで口座振替に切り替わります。なお、国保税の振替口座として長期間使用されていないと、再度口座振替の申込みが必要になる場合があります。
- 年金天引きを希望されない場合は、口座振替による納付方法へ切り替えることができますので、ご希望の方はお問合せください。

No.571

国保だより

問い合わせ

保険課 国保年金係
☎72-2101（内線322）

今月の国保だよりでは、令和7年度の国民健康保険税（以下から「国保税」と省略します。）を減額できる制度をご紹介します。また、公的年金からの天引きで保険税を納付する方法についても解説します。

令和7年度 国保税を減額できる制度

1 届出が必要な制度

倒産・解雇・雇い止め等による非自発的失業をされた方へ

非自発的な失業に伴う国保への加入について、「雇用保険受給者証」または「雇用保険受給資格通知」の離職理由が特定受給資格者および特定理由離職者である場合、申告によって失業者ご本人の前年の給与所得金額を100分の30とみなして国保税を計算します。なお、離職日時点で65歳以上の方で離職に対する一時金の給付を受ける方や、短期雇用者の離職に対する一時金の給付を受ける方は対象となりません。また、仮の雇用保険受給資格者証では、受け付けることができません。
【減額対象期間】離職日の翌日～翌年度末
【持ち物】ハローワークから交付される「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」

出産された方または出産予定の方へ

出産された国保加入者本人の所得割額と均等割額について、下記対象期間に相当する額を減額して国保税を計算します。
【単胎妊娠の対象期間】出産月（または出産予定月）の前月～出産月（または出産予定月）の翌々月相当分
【多胎妊娠の対象期間】出産月（または出産予定月）の3ヶ月前～出産月（または出産予定月）の翌々月相当分
※妊娠85日以上の出産（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む）が対象で、出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。
【持ち物】母子健康手帳

届出が必要な制度に共通の持ち物・窓口

- 【持ち物】 ・世帯主の方と出産された方のマイナンバーが分かるもの
・窓口に来られる方の身分証（マイナンバーカードや運転免許証など）
【窓口】 保険課 国保年金係（茅野市役所1階7番窓口）



2 届出が不要な制度

総所得金額等の合計額が一定額以下の低所得世帯の方へ

世帯主およびその世帯に属する国保加入者の前年中の総所得金額等の合計額が下記基準額以下の場合、均等割額と世帯別平等割額が減額されます。

- 【7割軽減世帯基準】43万円＋10万円×（給与所得者等の数-1）以下
- 【5割軽減世帯基準】43万円＋（30万5千円×加入者数）＋10万円×（給与所得者等の数-1）以下
- 【2割軽減世帯基準】43万円＋（56万円×加入者数）＋10万円×（給与所得者等の数-1）以下

未就学児のいる世帯の方へ

未就学児（6歳に達する日以降の3月31日までの間にある方）の均等割額について、2分の1が減額されます。